

令和 6 年度 (2024 年度)

市民税・府民税
森林環境税

特別徴収事務のしおり

■特別徴収事務とは…

事業主（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員等（納税義務者）の市民税・府民税・森林環境税を、毎月支払う給与から徴収（天引き）し、従業員がお住まいの市町村（1月1日現在）に納入していただく制度です。

市町村から5月中に、給与から徴収していただく年税額および月割額を特別徴収義務者宛に通知しますので、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から徴収し、翌月10日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに納入書により金融機関等で納入してください。

なんたんし
京都府南丹市

【市町村コード 262137】

〒622-8651

京都府南丹市園部町小桜町47番地

（総務部 税務課 市民税係）

TEL 0771-68-0004 FAX 0771-63-0653

ホームページ <https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/>

■もくじ

ページ

特別徴収税額の通知について	1
森林環境税について	
納入の方法について	
個人住民税（市民税・府民税）の定額減税について	
納期の特例について	
eLTAX（エルタックス）利用について	
納入取扱機関について	2
納期限までに納入がなかった場合について	
ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	
【様式】指定通知書	
税額変更について	3
退職所得にかかる市民税・府民税の納入について	
【様式】退職所得にかかる市民税・府民税納入申告内訳書	4
転職・退職等の異動があった場合について	5
【様式】給与所得者異動届出書	6
特別徴収への切り替えについて	7
事業所の所在地・名称の変更について	
給与支払報告書の提出について	
【様式】特別徴収切替依頼書	8
【様式】所在地等変更届出書	9
【様式】納期の特例に関する申請書	10
【様式】納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	11

特別徴収税額の通知について

「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」(特別徴収義務者用、納税義務者用)により、税額の決定通知をします。また、その税額に変更があった場合は、変更通知書を送付します。

(1) 特別徴収義務者用

上欄に、特別徴収していただく従業員の人数及び納入額を記載しています。下欄に、従業員ごとに特別徴収していただく月額の内額を記載しています。変更通知があった場合は、変更月以後は変更後の金額を徴収してください。

(2) 納税義務者用

決定通知書は、ミシン線で切り取って圧着を開かずに、それぞれ従業員に5月31日までにお渡しください。

森林環境税について

令和6年度から、森林の整備およびその促進に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が課税されます。森林環境税は、その税収の全額が森林環境譲与税として市区町村・都道府県に譲与されます。

年額1,000円(住民税均等割とあわせて市が賦課徴収します)

納入の方法について

特別徴収税額を、通知書に記載のとおり6月から翌年5月までの間徴収し、「市府民税特別徴収納入書」により、納入取扱機関にて翌月10日(土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日)までに納入してください。

市・府民税の特別徴収については、口座振替を行っておりません。

各金融機関の納入サービスを利用される場合は、各金融機関に手続き等をお問い合わせください。

※納入書不要のご連絡があった場合は、納入書はお送りしておりません。

退職所得にかかる市府民税の納入がある場合等、納入書が必要な場合は送付させていただきますのでご連絡ください。

個人住民税(市民税・府民税)の定額減税について

令和6年度分の個人住民税の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下で所得割が課税される方が対象となります(均等割のみ課税となる方は対象外です)。

●減税額 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

●実施方法 令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の年税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11回に分割して徴収します。

※定額減税の対象外の方については、従来どおり令和6年6月分から徴収します。

納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の場合の特別徴収税額の納入について、申請により年2回に分けて納めることができます。

①6月分～11月分 → 12月10日までに納入

②12月分～5月分 → 6月10日までに納入

納期の特例を受けるためには、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

※10ページの様式をコピーしてお使いください。

前年に納期の特例を受けていた場合は、滞納等による承認の取消がない限り継続して納期の特例が受けられます。

なお、納期の特例の要件を満たさなくなった場合には、遅延なくその旨を記載した取消届出書を提出してください。

eLTAX(エルタックス)利用について

eLTAXとは、地方税の手続きを自宅や職場等からインターネットを利用して電子的に行うシステムです。異動届出や給与支払報告等の手続きを電子的に行うことができます。また、地方税共通納税システムをご利用いただくと、全地方公共団体に一括して電子的に納税することができます。

eLTAXの利用届出や申告方法の詳細については、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

納入取扱機関について

- (1) 南丹市役所 会計課・各支所
- (2) 公金収納取扱店
 - (株) 京都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫
 - 京都農業協同組合
 - ゆうちょ銀行・郵便局 (近畿2府4県内)

納期限までに納入がなかった場合について

納期限までに特別徴収税額を完納されない場合は、督促状を発付し、督促手数料100円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、特別徴収義務者が滞納処分を受けることになります。

納期限の翌日から納入日までの日数に応じ、法律で定められた割合で計算した延滞金が特別徴収義務者にかかります。

【納期限の翌日から1月を経過する日までの期間】

年2.4% (各年の延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合)

【納期限の翌日から1月を経過した日から納入日までの期間】

年8.7% (各年の延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合)

※令和6年中の延滞金の割合です。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

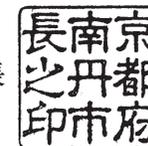
特別徴収税額の納入に、南丹市外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、南丹市が取扱局に指定することとなっていますので、右の指定通知書に利用される店名・郵便局名を記載の上、その支店・郵便局に提出してください。

すでに利用をされている場合や、上記の金融機関を利用される場合は、指定通知書の提出は不要です。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 支店長 様
_____ 郵便局長 様

京都府南丹市長



指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴店・局を当市の特別徴収税額取扱店・局に指定しましたので通知します。

- 1. 承認番号 貯大振 第52号
- 1. 口座番号 01000-8-960227
- 1. 加入者の名称 南丹市会計管理者
- 1. 取りまとめ郵便局 大阪貯金事務センター

税額変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額に変更があった場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付します。納入書の税額を手書きで変更の上、納入してください。変更後の納入書再送を希望される場合は、お手数ですがご連絡ください。

【記入要領】

- ①「納入金額（1）」欄の数字を2本線で抹消してください。（訂正印不要）
- ②「納入金額（2）」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に、納入する額を記入してください。

退職所得にかかる市民税・府民税の納入について

退職所得にかかる税額は、次のとおり計算して退職手当の支払いをする際に徴収し、翌月10日までに納入してください。納入時に、納入済通知書の裏面にある「市民税府民税納入申告書」に必要事項を記入して納入するか、「退職所得に係る市民税・府民税特別徴収税額納入申告内訳書」を別途提出してください。

※右（4ページ）の様式をコピーしてお使いください。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$$

※1,000円未満の端数は切り捨てます。

退職所得控除額の計算方法

- イ 勤続年数が20年以下の場合
 - 40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
- ロ 勤続年数が20年を超える場合
 - 800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、イまたはロの金額に100万円を加算した金額を控除します。

【税額の計算（100円未満の端数切捨て）】

・市民税＝退職所得×6％ ・府民税＝退職所得×4％

納入先は、退職した年の1月1日現在住所のある市町村となりますので、給与分の納入先と異なる場合があります。

【税額変更記入例】

※金額の先頭に「¥」は記入しないでください。

※黒のボールペンで、3連とも同様に記入してください。

京 都 府 南 丹 市 市 府 民 税 領 収 証 書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
2 6 2 1 3 7	01000-8-960227	南丹市会計管理者

月別 年 月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円
		10,000
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		給与分 (一括徴収 分を含む)
		納 入
		退 職 所得分
		金 延滞金
		督 促 手数料
納期限 年 月 日	額	(2) 合計額
		9 0 0 0

①
②
②+③

退職所得分がある場合は、市民税・府民税の合計額を記入してください。

【納入申告書（納入書の裏面）の書き方】 ※退職所得分

市 民 税 府 民 税		納 入 申 告 書	
南丹市長様			
令和 6年 9月10日 提出		令和 6年 8月分 人員 1人	
退職手当等支払金額		8 5 0 0 0 0 0 0	
特別徴収税額	市民税	1 5 0 0 0 0	
	府民税	1 0 0 0 0 0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)		(受付印)	
住所又は〒000-0000			
所在地 南丹市園部町〇〇〇番地			
氏名又は名称 株式会社〇〇〇			
法人番号又は個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
退職者氏名	南丹 太郎		

③

退職所得に係る市民税・府民税特別徴収税額納入申告内訳書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ○ </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">受 付 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">南 丹 市 長 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">令和 年 月 日提出</p>	特別徴収義務者	住所又は所在地					特別徴収義務者指定番号	
		法人番号又は個人番号					担 当 者	所属
		氏名又は名称						氏名
						電話番号		
令和 年 月 分		納 入 年 月 日			人 員		納 入 金 額	
		令和 年 月 日			人		円	
退職者氏名	退職者住所 (1月1日)	退職手当等 支払金額 (円)	退職年月日	勤続年数 (年)	退職所得控除額の 控除後の金額 (円)	市民税額 (円)	府民税額 (円)	

転職・退職等の異動があった場合について

転職、退職、死亡、休職等により、毎月の給与から徴収できなくなったときは、その事由が発生した日の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。 ※右(6ページ)の様式をコピーしてお使いください。1人につき1枚提出してください。

(1) 転職等による特別徴収の継続

転職等により、新しい勤務先で特別徴収の継続ができる場合は、新しい勤務先へ税額及び月割額を連絡していただき、「新しい勤務先」の欄に記入してください。

(2) 一括徴収

退職等によって給与の支払いを受けなくなった場合で、残りの税額を最終の給与や退職金などから一括して徴収される場合に届けてください。

異動日が6月1日から12月31日までの間

→申出により、一括徴収してください。

異動日が1月1日以降の場合

→原則として、一括徴収してください。

※一括徴収しない場合は、その理由に該当する番号を記入してください。

(3) 普通徴収への切り替え

上記(1)(2)以外の場合で、異動後の未徴収税額を納税義務者本人が納付(普通徴収)する場合に届け出てください。異動届出書の提出が遅れると、納税義務者が一度に多額の納付負担となる場合がありますので、速やかに提出してください。未徴収税額がない場合(非課税など)でも異動があった場合は必ず提出してください。

なお、普通徴収に切替わる方へは、後日直接本人に未徴収分の納税通知書を市から送付させていただきますので、その旨ご説明願います。

【記載例】退職などにより、未徴収税額を一括して徴収する場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

受付印 6	南丹市長 令和6年9月6日 提出者	住所 〒622-8651 京都府南丹市〇町△47番地1	課税区分 南丹 税太郎	整理番号 7771-68-0004	特別徴収指定番号 5年度 南丹 税太郎 6年度 12345678 87654321
氏名 南丹 園子	新住所 〒987654321 京都府南丹市〇町□3番地1	特別徴収税額(年税額) 48,000	未徴収税額(ア)-(イ) 36,000	異動年月日 令和6年8月31日	異動の事由 2 退職
特別徴収税額(ア)	特別徴収税額(イ)	特別徴収税額(ウ)	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 <input checked="" type="checkbox"/> 一括徴収 <input type="checkbox"/> 普通徴収(本人が納付)		
<p>① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)</p> <p>新しい勤務先へは、月割額 〇〇〇 円を 〇〇 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。</p>					
<p>② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)</p> <p>徴収予定額(ウ)と同額を右欄に記入 36,000 円 左記の一括徴収した税額は、8 月分(翌月10日納期限)で納入します。</p>					
<p>③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)</p> <p>異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。</p>					
<p>5年度 月分以降の月割額は 〇 円 6年度 月分以降の月割額は 〇 円</p> <p>1 特別徴収の義務者を変更 2 普通徴収に切替 3 一括徴収 4 その他</p> <p>1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収に切替 3 一括徴収 4 その他</p>					
<p>退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則残税額をまとめて徴収してください。</p>					

◆納税義務者が退職後、国外転出される場合

納税義務者が退職後、国外転出される場合は一括徴収にご協力をお願いします。一括徴収できない場合は納税管理人を選定していただくか、国外転出前に未徴収税額を全て納付いただく必要があります。また、1月1日以降納税通知発付までの間に国外転出される場合、翌年度の市・府民税も課税される場合がありますので、国外転出前に市役所税務課に問い合わせいただくようご案内ください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

受付印

南丹市長
令和 年 月 日
提出

所在地 南丹市長
給与支払義務者 (特別徴収義務者)
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)

整理番号
課係氏名 電話番号 内線
担当
担当者
年度 特別徴収指定番号 宛番号
年度 特別徴収指定番号 宛番号

フリガナ 氏名 姓
生年月日 元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日
個人番号
住所 1月1日現在 異動後
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円
(イ) 徴収済税額 (ア)-(イ) 円
例) 11月10日納期限分の場合→10月分
月分から 月分まで
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円
月分から 月分まで
異動年月日 令和 年 月 日
異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。
番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他
8. その他の理由を右欄へ記入
異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地 フリガナ 名称
特別徴収指定番号
担当氏名 電話番号
法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。
新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
徴収予定額 ((ウ)と同額) を右欄に記入 円
左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
---	---	---	---	---	---

退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則残税額をまとめて徴収してください。

1 本書は、特別徴収の(個人の市民税・府民税(住民税)(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した(従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です)した場合に提出いただく用紙です。提出期限は、給与支払義務者の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市役所税務課へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

特別徴収への切り替えについて

新規雇用等により、新たに特別徴収することとなった従業員がある場合は、「特別徴収切替依頼書」を提出してください。特別徴収の開始を希望される月について、記載してください。

※右（8ページ）の様式をコピーしてお使いください。

普通徴収の納期限が過ぎた期別分は特別徴収への切り替えができませんので従業員本人が納付してください。普通徴収の納期限が間近である場合は、特別徴収の開始月等についての確認が必要な場合は、電話で問い合わせをしてください。

事前に特別徴収月割額の電話連絡が必要な場合は、提出時にその旨をお伝えください。

受付印		特別徴収切替依頼書			
(あて先) 南丹市長 令和6年7月20日提出	所在地	〒622-8651 京都府南丹市〇町△47番地1		指定番号	12345678
	フリガナ 名 称 又 は 代表者名	カブシキガイシャ マルサンカクブツサン 株式会社〇△物産		法人番号又は個人番号	1 2 3 4 * * * * 1 2 3 4 5
	フリガナ 又 は 代表者名	株式会社〇△物産		所属 担当	総務係 南丹 税太郎
				連絡先 電話	(0771) 68 - 0004 内線 1234

◎ 次の者について、8月分から特別徴収を希望します。

※新規事業所の場合…納入書（要・不要）

特別徴収に切り替える者の住所・氏名	生 年 月 日	年 税 額	納 付 済 額	備 考
住所 京都府南丹市□町◇29番地1	昭・平 53年 1月 1日	48,000 円	(第 1 期分まで) 12,000 円	
フリガナ ナンタン ハナコ	個人番号 1 2 3 4 * * * * 5 6 7 8			
氏名 南丹 花子				
住所	昭・平 年 月 日		(第 期分まで) 円	
フリガナ	個人番号			
氏名				
住所	昭・平 年 月 日		(第 期分まで) 円	
フリガナ	個人番号			
氏名				
住所	昭・平 年 月 日		(第 期分まで) 円	
フリガナ	個人番号			
氏名				

(注) ・納期の経過した普通徴収税額は、特別徴収できませんのでご注意ください。
・年税額欄には、納税通知書の「年税額」の金額をご記入ください。
・納付済額欄には、第何期分まで、いくら金額を納付されたかご記入ください。

事業所の所在地・名称の変更について

特別徴収義務者（事業所）の所在地・名称、送付先などに変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地等変更届出書」を提出してください。

※9ページの様式をコピーしてお使いください。

合併等により、特別徴収義務者が変更となる場合は、従業員全員分の「給与所得者異動届出書」（6ページ）についても提出してください。

給与支払報告書の提出について

前年中に給与の支払いをしたすべての従業員など（事業専従者、臨時社員、役員、パート、アルバイトなども含む）について、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を作成して、従業員の1月1日現在の住所地の市区町村長に令和7年1月31日までに提出してください。

なお、平成30年度以降は京都府と府内のすべての市町村では、原則として給与所得者は特別徴収としています。退職者や給与の支払が毎月でない方、他の事業所で特別徴収される方（乙欄該当者等）などがある場合は、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」の提出が必要となりますのでご注意ください。

受 付 印

特別徴収切替依頼書

(あて先) 南 丹 市 長 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者 (給与支払者)	所在地	〒 _____	特別徴収義務者 指定番号 法人番号又は個人番号										
		フリガナ	_____		連絡先 所属担当 電話 () - _____ 内線									
		名称又は代表者名	_____											

◎ 次の者について、 _____ 月分から特別徴収を希望します。

※新規事業所の場合…納入書 (要 ・ 不要)

	特別徴収に切り替える者の住所・氏名	生 年 月 日	年 税 額	納 付 済 額	備 考
住所		昭・平 年 月 日	円	(第 期分まで) 円	
フリガナ		個人番号			
氏名					
住所		昭・平 年 月 日	円	(第 期分まで) 円	
フリガナ		個人番号			
氏名					
住所		昭・平 年 月 日	円	(第 期分まで) 円	
フリガナ		個人番号			
氏名					
住所		昭・平 年 月 日	円	(第 期分まで) 円	
フリガナ		個人番号			
氏名					

- (注)
- ・納期の経過した普通徴収税額は、特別徴収できませんのでご注意ください。
 - ・年税額欄には、納税通知書の「年税額」の金額をご記入ください。
 - ・納付済額欄には、第何期分まで、いくらを納付されたかご記入ください。

特別徴収義務者所在地等変更届出書

受 付 印 	(あて先) 南丹市長 令和 年 月 日 提出	特別 徴収 義務者 (給与 支払者)	所在地 フリガナ 名 称 は 又 代表者名	〒 -	特別 徴収 義務者	指定番号 法人番号又 は個人番号	 	この届出 書に 応答 される方 (担当者)	所属 担当 電話 () - 内線
-----------	------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------	-----	-----------------	------------------------	-----------------------------	-----------------------------------	-------------------------------

特別 徴収 義務者		変 更 前	変 更 後
	フリガナ	〒 -	〒 -
	所 在 地	〒 -	〒 -
	フリガナ		
	名 称		
電 話	() - 内線	() - 内線	

(注) 誤読をさけるため、必ずフリガナを記入してください。

変更年月日	令和 年 月 日	旧所在地の事務所等の存続の有無	有・無
変 更 理 由	該 当 する 項目 に して くだ さい。	(1) 名称変更理由 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> 新法人の設立 (2) 所在地変更理由 <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他 []	(3) (1)が「合併による変更」の場合に、登記上の扱いを記入してください。 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された (4) その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他 []

◎ 特別徴収事務の書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送 付 先	フリガナ	〒 -
	所 在 地	
	フリガナ	
	名 称	
	電 話	() 内線

(注) この届出書を提出されましても、法人市民税の異動届出書を提出したことになりませんのでご注意ください。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

受 付 印

南丹市長 様		〒	電話	— —
住所 (居所) 又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称及び代表者名		※本人 (代表者) が自署しない場合は記名押印が必要です。		
年 月 日 提出		法人 番 号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
特別徴収義務者 指 定 番 号				
南丹市税条例第 4 6 条の 2 (第 5 3 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。) の規定による特別徴収税額の特例についての承認を受けたので申請します。				
承認を受けようとする事務所等	所在地	電話		
名称				
特例の適用を受けようとする税額	年 月 以後に支払う給与又は退職手当等について徴収する特別徴収税額			
申請の日前 6 月間の各月末の給与を支払を受ける者の人数及び各月の支払金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額	
	年 月	外 人	外	円
	年 月	外 人	外	円
	年 月	外 人	外	円
	年 月	外 人	外	円
	年 月	外 人	外	円
	年 月	外 人	外	円
南丹市の徴収金の滞納又は最近における著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない事由であるときは、その事由を記入				
申請日以前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合は、その年月日を記入				

様式第 40 号 (第 2 条関係)

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

受 付 印

南丹市長 様		〒	電話	— —
住所 (居所) 又は所在地 (フリガナ)		※本人 (代表者) が自署しない場合は記名押印が必要です。		
氏名又は名称及び代表者名		※個人の方は個人番号の記載は不要です。		
年 月 日 提出		法人番号		
		特別徴収義務者 指 定 番 号		
特別徴収税額の納期の特例に関する承認を受けている事務所等において給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなったので、南丹市税条例第 46 条の 4 の規定により届け出ます。				
所在地		電話		
承認を受けている事務所等		— —		
名 称		— —		
この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕		人 (外 人)		
給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等				

※コピーをしてお使いください。